

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 条例  
○ 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

○ 福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例

○ 福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

○ 福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

○ 福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

○ 福島県採石法関係手数料条例の一部を改正する条例

○ 福島県砂利採取法施行条例の一部を改正する条例

○ 福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

○ 福島県流域下水道設置条例及び福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例

○ 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

○ 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例、福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例、福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例、福島県採石法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県砂利採取法施行条例の一部を改正する条例、福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道設置条例及び福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例の一部を公布する。

## 条 例

### 福島県条例第九十六号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年福島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第二項の表中「障害共済年金又は」を削る。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の条例附則第四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の国共済法」という。）若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の地共済法」という。）の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について改正前の国共済法若しくは改正前の地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第二項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

（障害共済年金等が支給される者の特例）

3 被用者年金制度の二元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の条例附則第四条の規定の適用については、同条第一項の表傷病補償年金の項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の規定による障害厚生年金」とあるのは「厚生年金保険法（昭和二十

平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

十九年法律第百十五号)の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」とあるのは「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金保険又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」とする。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県条例第九十七号**

**福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例**

福島県修学等支援基金条例(平成二十一年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び各種学校」を、「各種学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(私学・法人課)

**福島県条例第九十八号**

**福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例**

福島県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年福島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(消費生活課)

**福島県条例第九十九号**

**福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例(平成二十七年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ただし書中「ただし」の下に、「へき地医療等修学資金の被貸与者に限り」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 貸与を受けたへき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の契約が解除されたとき。

第六条第一項第一号中「へき地医療等修学資金の被貸与者、」及び「又は地域医療修

学資金の被貸与者」を削り、「及び後期研修等」を、「県内後期研修に従事した期間及び県立病院その他規則で定める機関の産科又は小児科の医師として勤務」に、「へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金(以下「へき地医療等修学資金等」という。)の貸与を受けた期間(へき地医療等修学資金等の貸与)を「緊急修学資金の貸与を受けた期間(緊急修学資金の貸与)に改め、同項第二号中「及び後期研修等」を「県内後期研修に従事した期間及び県立病院その他規則で定める機関の産科又は小児科の医師として勤務」に改め、同項第三号中「第三項」の下に、「第七条」を加え、同項第四号中「緊急修学資金の被貸与者」を「へき地医療等修学資金の被貸与者、緊急修学資金の被貸与者」に改め、「以下この条」の下に、「第七条」を、「締結したもの」の下に「又は地域医療修学資金の被貸与者」を加え、「県内臨床研修等従事期間が緊急修学資金の貸与を受けた期間(緊急修学資金の貸与)を「県内臨床研修等従事期間がへき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与を受けた期間(へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与)に改め、同条第三項中「のうち県内後期研修に従事する期間は」を「又は県内臨床研修等一部従事期間(以下この項において「県内臨床研修等従事期間等」という。)に算入する県内後期研修の期間は」に、「県内臨床研修等従事期間に算入しない」を「県内臨床研修等従事期間等に算入しない」に改める。

第七条第一項第六号を次のように改める。

六 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、最初に県内臨床研修に従事した日から次のア、イ又はウに掲げる修学資金の被貸与者の区分に応じ、当該ア、イ又はウに定める期間に育児休業の期間その他知事が認める期間を加えた期間を経過したとき。

ア 旧緊急貸与条例第二条の規定により旧緊急貸与条例第三条第一項に規定する第一種貸与に係る契約を締結したもの 十一年

イ 旧緊急貸与条例第二条の規定により旧緊急貸与条例第三条第一項に規定する第二種貸与に係る契約を締結したもの 八年

ウ へき地医療等修学資金の被貸与者、新緊急貸与条例第二条の規定により新緊急貸与条例第三条第一項に規定する契約を締結したもの又は地域医療修学資金の被貸与者 周産期医療修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間を経過し、かつ、当該最初に県内臨床研修に従事した日から起算して十二年を経過する日までの期間を限度として知事が認める期間

第七条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の返還が決定したとき。

第八条第一号中「へき地医療等修学資金の被貸与者、」及び「又は地域医療修学資金の被貸与者」、「へき地医療等修学資金、」及び「又は地域医療修学資金」を削り、「緊急修学資金の被貸与者のうち新緊急貸与条例第二条の規定により新緊急貸与条例第三条第一項に規定する契約を締結したものにあっては返還債務の額に当該県内臨床研修等従

事期間を緊急修学資金の貸与を受けた期間（緊急修学資金の貸与）を「へき地医療等修学資金の被貸与者、緊急修学資金の被貸与者のうち新緊急貸与条例第二条の規定により新緊急貸与条例第三条第一項に規定する契約を締結したもの又は地域医療修学資金の被貸与者にあつては返還債務の額に当該県内臨床研修等従事期間をへき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与を受けた期間（へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与）に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

**福島県条例第百号**

福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受

け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十四年福島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号を同項第十号とし、同項第六号の次に次の三号を加える。

七 株式会社地域経済活性化支援機構から株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条に規定する支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画

八 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）に基づく調停における調書（同法第十七条第一項の調停条項によるものを除く。）又は同法第二十条に規定する決定において特定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

九 株式会社地域経済活性化支援機構法第三十二条の二に規定する特定支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（経営金融課）

**福島県条例第百一号**

福島県採石法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県採石法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表二の項及び三の項中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。

（企業立地課）

**福島県条例第百二号**

福島県砂利採取法施行条例の一部を改正する条例

福島県砂利採取法施行条例（平成十二年福島県条例第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表二の項及び三の項中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。

（技術管理課建設産業室）

**福島県条例第百三号**

福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福島県屋外広告物条例（昭和六十一年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二中「及びいわき市」を「いわき市及び白河市」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の規定により、次に掲げる事務は、白河市が処理することとする。

- 一 法第七条第二項の規定による措置
- 二 法第七条第三項の規定による措置及び費用の徴収
- 三 法第七条第四項の規定による除却
- 四 法第八条第一項の規定による保管
- 五 法第八条第二項の規定による公示
- 六 法第八条第三項の規定による評価、売却及び売却代金の保管
- 七 法第八条第四項の規定による廃棄

第二十七条の二の次に次の一条を加える。  
（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲）

**第二十七条の三** 法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務は、白河市が処理することとする。

2 白河市の区域においては、第三条から第二十二号まで及び第二十六条（屋外広告物の登録に係るものを除く。）の規定は、適用しない。

**附 則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（都市計画課）

**福島県条例第百四号**

福島県流域下水道設置条例及び福島県流域下水道の構造の基準等を定める

条例の一部を改正する条例

(福島県流域下水道設置条例の一部改正)  
**第一条** 福島県流域下水道設置条例(昭和六十三年福島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

(福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例の一部改正)

**第二条** 福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第七条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(下水道課)

**福島県条例第百五号**

**福島県営住宅等条例の一部を改正する条例**

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条中「であつて、福島市、二本松市、郡山市、須賀川市、会津若松市、喜多方市及びいわき市の区域に位置するもの」を削る。

**附 則**

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県営住宅等条例第六十一条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(建築住宅課)